

○森林審議会長期計画部会（第2回）での意見に対する対応方向

【資料3】

No	委員	該当箇所、項目等	御 意 見	対応方向 ※長計への盛込み方や個別事業での対応など	
1	光田委員	人口減少の影響 P31-32	人口減少により、木材生産量は下がっていくと考えられるが、その中でどれほどの生産量を確保しながら持続可能な木材生産を達成していくかの考えが土台としてあり、改定計画が立てられているという認識でよいか。	○下記記載で対応 P38 第3章 第1節 3 5年後の素材生産量と再造林面積 近年、国内の国産材供給量は木材自給率とともに増加傾向にあり、全国有数の林業県である本県も木材の安定供給が期待されている。一方で、本県製材品の約9割を占める建築用材は主な需要先である新設住宅着工戸数の減少が見込まれるため、県産スギ材等が使われていない住宅部材の代替や非住宅等の新たな分野における市場開拓を行い、県外出荷・海外輸出にも取り組み、県産材需要を維持していく。なお、5年後の素材生産量は現状と同じ190万m ³ としている。	環境森林課 みやざきスギ活用 推進室
2	長友委員	人口減少の影響 P31-32	林業関係者の視点からだけで書かれており、森林所有者の意向（森林を所有したくない・造林したくないなど）や視点は、このデータや計画にどう反映されているのか？	○意見を反映 P15 第1章 第2節 3 林業生産 （1）林業経営 令和4年度森林循環マネジメント調査事業で行った森林所有者へのアンケート調査結果を掲載する。小規模な森林所有者は経営意欲が低い一方で、5ha以上の森林所有者では経営意欲が高いことから、所有者の経営意欲の維持・向上、林地の集積や施業の集約化の推進を課題として捉え長計に反映している。	環境森林課 再造林推進室
3	黒田委員	現状と課題 P16 所有者の経営意欲の維持・向上	自分の持っている山でいかに利益を出すかを考えるのが本来の林業経営であるが、補助金がもらえるために皆同じ方法で山を作っている現状に疑問を感じている。 研究機関や大学の研究・実験のような形になるかもしれないが、様々な施業方法の可能性の検討をしてもらいたい。 特に、人件費がかかる下刈りや防護柵について、コストカットの可能性を検討してもらいたい。	○下記記載で対応 P57 第4章 第2節 5 研究・技術開発及び普及指導 （1）林業・木材加工試験研究と技術移転の推進 ③ ICT等を活用した森林管理方法やエリートツリー等優良苗木の増殖・活用による省力・低成本再造林技術の開発、森林病虫獣害の防除技術の確立などの研究に取り組みます。 P59 第4章 第3節 1 山村地域の振興・活性化 （2）地域の森林の適切な保全管理 ① 新技術の導入等による森林施業の効率化・省力化を図り、森林の未利用資源の有効活用等により収益を確保するなど、森林の適切な保全管理に繋げます。	環境森林課 森林経営課 山村・木材振興課
4	光田委員	上記補足	基本計画「多面的機能を持続的に發揮する豊かな森林づくり」の中で、多様な多面的機能を維持するということであれば、山の作り方も多様であるべきと思われ、ここで少し言及してみてはどうか。	○意見を反映 P43 第4章 第1節 1 適切な森林管理の推進 （1）森林計画制度に即した適正な森林の整備・保全 ② 地利や地位、地形等の自然条件や森林所有者の多様な経営方針等を考慮し、計画的な伐採と確実な再造林の推進による資源の循環利用とバランスのとれた齢級構成への誘導等を促進します。 ④ 森林所有者に対して、個々の森林現況に応じた森林施業を行う森林経営計画の作成を促し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。	環境森林課 森林経営課
5	光田委員	森林経営管理制度	経営管理制度で、市町村へどれほど委託されているのか。 また、意向調査で回答があった森林では、市町村への委託を希望することが多数であるという理解でよろしいか。	8万9千haの対象森林のうち、1万7千haぐらいで意向調査を実施しており、回答が返ってきてているのは6割程度という状況である。 また、234haが集積計画まで作られているが、市町村への委託は主伐が4haほどしかない状況である。 今回、森林経営管理制度に関する法律が改正され、林業経営体と市町村の連携を図るために仕組みづくりや、制度の運用を担う市町村の事務負担軽減が図られるようになることから、制度が一層推進されるよう市町村を後押ししていく。	再造林推進室
6	藤掛委員	森林資源量予測シミュレーション P39	人口減少社会の中での産業の将来を示す1つの項目として、資源をどのように循環させて将来の林業・木材産業の資源基盤を作っていくかも大事だと思うが、どのように検討したのか。 資源の状況を示すことで、産業界や県民にも安心してもらい、高い再造林率の根拠としてもどこかに記載してもらいたい。	※昨年度の森林審議会で提示した40年後の資源量予測シミュレーションを踏襲したデータを作成し掲載予定 掲載箇所 P38 第3章 第1節 3 の後 4 森林資源量予測シミュレーション（40年後） ①現在と同程度の伐採と現状の割合で再造林を行った場合 ②現在と同程度の伐採と90%の再造林を行った場合	環境森林課 森林経営課

No	委員	該当箇所、項目等	御 意 見	対応方向 ※長計への盛込み方や個別事業での対応など	
7	黒田委員	5年後の素材生産量と再造林面積 P39	素材生産量190万m ³ の伐採面積に対して90%の再造林を行った場合に、再造林面積が2,570haとなるのか。	再造林面積2,570haは、グリーン成長プロジェクトが開始された時の伐採量から目標の再造林率90%とした場合の面積となる。	環境森林課 森林経営課
8	光田委員	長期的に目指す森林の姿 P35-37	森林所有者の視点に立った場合、環境林として経営していくメリットが示されないことには同意してもらえないのではないか。環境林として管理していくことに対するメリットやインセンティブはあるか。県の施策の方向性として考えているものがあれば示してほしい。	環境林として水源地上流域等に広葉樹を植栽する場合には、「水を貯え災害に強い森林づくり事業」により植栽及び下刈りに対して100%補助を実施することとなる。	環境森林課 森林経営課
9	光田委員	上記の補足	一度皆伐された後に環境林の方向性に向かうのは難しく、伐る前の十分の手当てが必要になってくると思われ、メリットがあるような手当てをしてもらいたい。	伐採を伴わない森林の場合には、保安林指定を行った上で保安林整備事業を活用し、本数調整伐等により保安林機能を発揮できる林分への誘導に取り組む。	環境森林課 森林経営課 自然環境課
10	藤掛委員	基本計画 P50 (1) 林地の集積や施業の集約化等による効率的な林業経営の推進	林地の集積、所有者を変えていくことは、大事なことであるが、(1)には、集積をしていく森林所有者を育てるような記載がないため、整理すべき点だと思う。	○意見を反映 P49-50 第4章 第2節 1 効率的な林業経営と原木供給体制の確立 (1) 林地の集積や施業の集約化等による効率的な林業経営の推進 ③ 森林経営管理制度を活用し、森林所有者から経営管理の委託を受けて林業経営者が森林の経営や管理を行う仕組みの構築を推進するとともに、制度の見直しを踏まえ、所有権移転等に係るモデル実証を行うなど、ひなたのチカラ林業経営者や地域の経営意欲のある者等への林地の集積・施業の集約化を推進します。 (2) 経営感覚に優れ、再造林や環境に配慮する林業経営体の育成 ① 長期にわたり安定的な森林経営を実現するため、経営管理能力の保持、森林施業実行体制の確保、行動規範の策定などの基準を満たし森林経営管理制度の重要な役割を担う「ひなたのチカラ林業経営者」の育成を推進します。 ② 新たに造林事業を開始する林業経営体や「ひなたのチカラ林業経営者」へのステップアップを目指す林業経営体を支援します。	再造林推進室 山村・木材振興課
11		上記の補足	全国的には森林ファンドを呼び込む取組もあり、そういった取組もよいと思う。一方で、地元の産業として考えるならば、地元で林地を集積する人が出てくることもよいことだと思う。そういう目線での政策の書き方があるとよい。	上記と同様	再造林推進室 山村・木材振興課
12	長友委員	基本計画 P50 (1) 林地の集積や施業の集約化等による効率的な林業経営の推進	誰が森林を所有するかは非常に大きな問題だと思っている。森林経営管理制度で立木の管理等は可能であるが、山自体を不要に思っている森林所有者に対しては解決にならないため、解決策を考えいかなければならない。 オーストリアでは、森林法の中で所有者が一定規模以下に分割することを禁止し、土地取引法の中で親族や隣家以外の人への土地取引を規制している。また、一子相続の習慣があり、農林年金制度では62歳前後の受給開始年齢までに農林地の所有権を譲り渡すことが条件となっている。 ヨーロッパの施業方法だけでなく、制度や法律も学ぶべきであり、森林の小規模化を防ぐためにオーストリアと類似の制度を創設することやオーストリアには多い森林所有者の自伐など、8次計画ではこれまでよいが、次の計画以降はそこも考慮して立てていく必要がある。	国の制度設計にも大きく関係する意見であることから、国とも意見交換しながら検討していく。	環境森林課

No	委員	該当箇所、項目等	御 意 見	対応方向 ※長計への盛込み方や個別事業での対応など
13	児玉委員	基本計画 P54 (2) 非住宅・土木・家具等の幅広い分野への利用拡大	一戸建て住宅が増えることが木材需要の増加につながると思われ、マンションと比較した一戸建ての長所を打ち出したり、住宅ローン等の資金面の課題を考えることも必要ではないか。	一戸建てが木材需要を牽引していることは御指摘のとおりであり、国内における木造住宅が木材需要を底支えしている。一方で、人口減少による住宅需要の減少は避けようがなく、県産材の使用が低位な部材を県産材で代替部材のニーズに応じて置き換えるため、製材工場への施設整備やJAS認証への支援などをを行い、需要を確保していく施策を今回の計画に反映している。 マンションにおける木材利用としては、内装材として付加価値のある木材の使い方を推進していきたい。 住宅ローン減税など金融施策の充実を期待するところではあるが、県では、今年度より「みやざき木づかい県民会議」に「みやざき材の家づくりネットワーク部会」を設置し、県内の木造住宅を建てる工務店のPRなどを支援しており、住宅需要も含め対応していきたい。
14	黒田委員	基本計画 P45 森林経営計画作成率	森林経営計画の間伐要件は緩和されないのであるか。主伐が多くなって、間伐はほとんど実施していない。間伐要件が厳しいノルマになっており、それを乗り切るための計画となってしまっている。保育に必要な間伐は実施するが、状況に応じて緩和される仕組みにできないか。	森林経営計画では間伐に関する基準（認定要件）として、計画期間内に樹冠疎密度が10分の8以上となる森林に適用され、実施すべき間伐面積の下限が定められており、間伐の計画を立てないと認定できることとなっている。 本県ではここ数年、間伐が減少し主伐が増加していること、また、主伐後その多くが再造林されていることなどから、認定要件について国に相談していくこととしたい。
15	黒田委員	基本計画 P45 ICTを活用した森林管理	ドローン情報解析システムが、現場が求める精度に達していないため、メーカーとの積極的な情報交換の必要性を感じている。	今年度もドローンで撮影した空中写真のオルソ化や造林事業の補助申請への活用を目指した研修会等の実施を考えており、現場の意見を聞きたい。
16	黒田委員	基本計画 P45 経営意欲のある者への林地の集積・施業の集約	経営意欲はあるものの、全ての森林の面倒は見きれない。経営意欲がある人にだけ負担をかけるようにも読めてしまう。	再造林推進ネットワークでは造林される方、伐採される方を含めて会員を増やそうとしている。特定の方へ移転先が偏るような地域であれば、会員を増やすなどして他の方へ対応していく方法もあると思われ、地域の実情に合わせて進めていかなければならない。 また、串間市でモデル的な実証事業を進めることにしており、課題を抽出しながら、必要な施策を検討していきたい。
17	黒田委員	森林・林業・木材産業の目指す姿 P40 若者や女性にも魅力ある産業	現場で働きながら子育てをしている女性の少なさは問題として挙げられる。山の中では電波が届かず、保育園からの緊急連絡があっても対応できないため、現場を離れる女性の多さも耳にしたことがある。女性の雇用、若い人に対して、何かしらの対策を今後検討してもらいたい。	○意見を反映 P28 第2章 第2節 5 林業労働動力 (2) 林業経営体の課題の中 「通信環境の整備」を追記 P61-62 第4章 第3節 2 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成 (3) 就労環境の改善 ② 福利厚生施設や通信機器の導入等により、働きやすい就労環境の整備を推進します。
18	前田委員	基本計画 P45 森林経営計画作成率	主伐する時に、間伐要件によって森林経営計画に伐採箇所を載せられないことが多い。バイオマス材の需要が多い中、例えば、ひなたのチカラ林業経営者が、伐採届等で皆伐後に再造林することを約束することで、森林経営計画の木材と同様の取扱ができるれば、きちんとした施業ができると思う。	森林経営計画では計画期間内の適正な伐採立木材積として、木材生産機能維持森林の場合、年間成長量に100分の120を乗じて得た値に5を乗じて得た材積以下と定められており、この基準に合わせ、森林組合等では間伐や主伐の量を決めて経営計画を作成している。 このため、主伐する森林だけ追加しようとすると、適正な伐採立木材積の基準を満たさなくなることから、追加できない（載せられない）と判断せざるを得ない状況と想定。 森林経営計画の認定基準については、国が定めていることから、今後、相談していくこととしたい。
19	光田委員	上記の補足	主伐が進んでいる県だからこそ問題であり、国へ問題点を上げて制度の変更を促す動きが必要ではないかと思う。	上記記載のとおり

No	委員	該当箇所、項目等	御 意 見	対応方向 ※長計への盛込み方や個別事業での対応など
20	藤掛委員	基本計画 P45 (4) 生物多様性の保全に配慮した森林づくりの推進	循環利用に適した森林以外を対象に記載しているが、林業経営の中でも、或いは循環利用する中でも、生物多様性を考えいくことが本来の考え方である。 生物多様性は全てのベースとなる考え方であり、循環利用の中でも保全が必要であり、保持林業など色々な考え方が出てきているため、幅のある書き方をした方がよいのではないか。	○意見を反映 P44 第4章 第1節 1 適切な森林管理の推進 (4) 生物多様性の保全に配慮した森林づくりの推進 ① 「環境林」においては、針広混交林や広葉樹林への誘導等により多様な樹種や林齡で構成させる森林づくりを目指すとともに、「生産林」においても生物多様性に配慮した森林施業を促進します。 自然環境課
21	光田委員	上記の補足	環境省の共生サイトで登録されたM R Tの森では、下刈りを工夫して絶滅危惧種の蝶が住みやすい環境にする取組をしており、主伐・再造林した森林でも生物多様性に貢献できるやり方は色々あると思うので、生産林でもそういったことを意識した文言を入ればと思う。	上記と同様 自然環境課
22	藤掛委員	基本計画 P54 (3) 非住宅・土木・家具等の幅広い分野への利用拡大	木造建築の高い設計スキルを持つ建築士も大事だが、本当に非住宅で木造化を進めるためには、一部のスキルの高い設計士だけではなく、鉄骨やR Cで設計している普通の建築士でも木造が設計できるようにする必要がある。 J A S 機械等級区分が前提であるが、木造でも鉄骨やR Cでは普通にある標準設計仕様やカタログ的なものが必要ではないか。 計画の記載を変える必要はないが、今、大きく進めていくフェーズだと思う。	R Cや鉄骨で設計している建築士が、普通に木材を使っていく状況を作り出すことが目的となる。 このため、標準的な設計を用意することが効果的であり、木材利用技術センターのHPに掲載している設計事例や林野庁の実証事業の事例など、積み上がっている事例を「みやざき木の建築推進協議会」等へ情報提供するなどにより、木材が一般的に使われるような基盤を作っていく。 みやざきスギ活用推進室